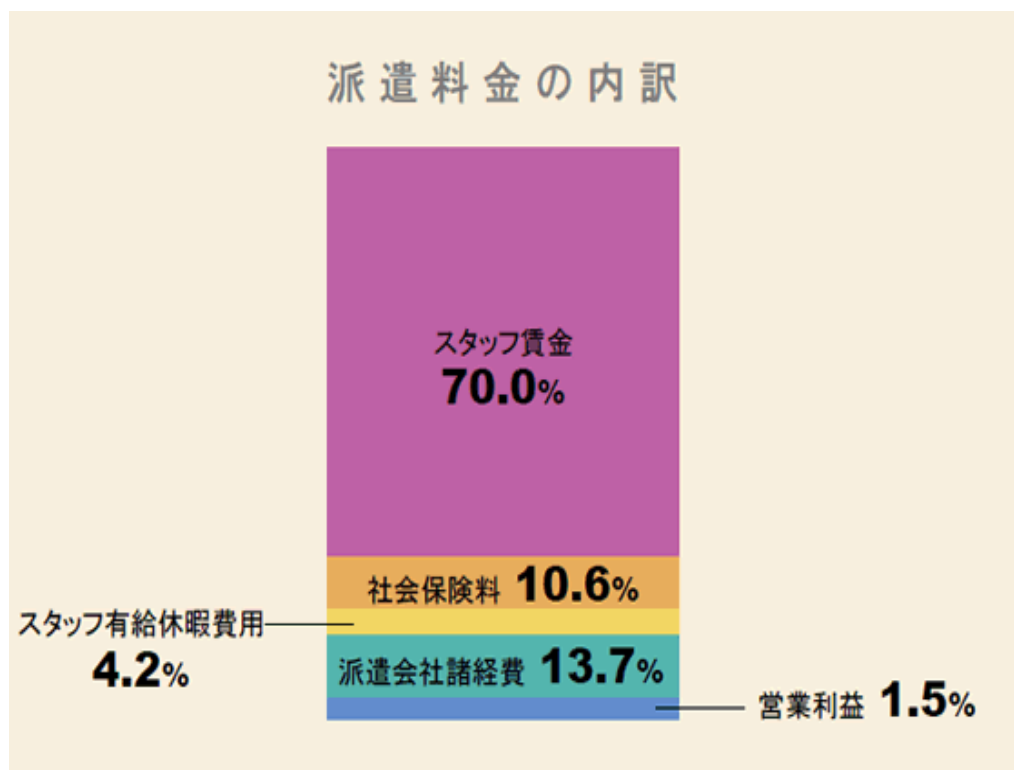


派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16に基づき公開しております。



このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

社会保険料には労働保険料や雇用保険料・健康・介護・厚生年金などの会社負担の費用も含んでおります。

派遣会社諸経費には業務に伴う制服や帽子、安全靴。

取引先(派遣先)の倒産や料金の不払いにより派遣料金が回収されない場合でも、派遣スタッフには賃金を支払う義務があります。

当社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、事務所賃料や募集費用や業務に伴う制服や安全靴などこれらすべてを差し引いた残りの1.5%程度が当社の営業利益となります。

派遣料金平均額 13175円 派遣労働者賃金平均額 9,300円

派遣労働者数 62名

派遣先数 24社

教育訓練 eラーニング提携会社と連携して派遣スタッフ個々にIDを登録し配布します。それぞれが希望する教育を受講していただけます。

また受講時間については時給として月ごとにまとめ給与に加算されます。